

林業危機下における森林の集団的管理に対する組合員の意識 17年度森林組合員アンケート結果から

1 はじめに

当総研では平成17年度に森林組合員に対するアンケートを実施した。これは14、15、16年度に続く第4回目のアンケート調査である。

昨年度のアンケートは、「森林組合員の森林・林業経営の実態・意識」と「組合員の森林組合の組織・事業に対するニーズ・意識」の2点に焦点を当てた。本年度はその結果を踏まえたうえで、「組合員の森林の集団的管理に対する意識」の調査を目的として実施した。

本稿はこの17年度アンケートの概要を紹介するものである。

2 アンケートの概要

(1) 対象・方法

a 対象

過去の3回と同様3組合を選定した。北から南まで特色があり、比較的盛んに林業がいとなまれている林業地を対象とした。

選定した組合は、A森林組合(三重県、耕地が比較的多い中山間地域) B森林組合(愛媛県、3地域の中では一番耕地の少ない中山間地域) C森林組合(山形県、比較的耕地の広い農業地域) の3組合である。

b 方法

3組合とも、森林組合からアンケートを郵送し、返信用封筒により直接当総研へ回収する方法をとった。1組合300部計900部のアンケートを配布し、3組合合計で530部を回収した。回収率58.9%となり、郵送による方法としてはかなり高い回収率である。

(2) 結果の概要

a 回答者の属性

回答者の平均保有人工林面積は30.6haであり、全国平均の5.6haに比べかなり大規模な森林所有者である。平均30.6haの森林を所有するアンケート対象林家層と言えば、従来から統計的に最も林業経営によく取り組んでいる林家らしい中核林家であることを念頭に置いておく必要がある。

また回答者の年齢構成は、70歳代以上48.0%、60歳代30.2%、40~59歳21.0%、20~39歳0.8%となっている。結果として、過去4回のアンケートの中でも地域的特色として70歳代以上が比較的多くなっている。

b 本アンケート結果の概要

組合員は多くの世帯において、もはや林業経営を続けていくことは経営的に困難との結論に至っているように見え、施業放棄による森林の荒廃もいたしかたないと考えているように見える。特に年齢別には40歳から59歳の、家計費が多く必要でありまた働き盛りと言われる世代においてその傾向が強く出ている。林業経営意欲を顕著に減退させている。

また、従来の林家による個人林業経営に限界を感じ何らかの形での「森林の集団的管理」の必要性を強く感じさせる回答となっている。林業経営の危機的状況はわが国における個人林業経営存続の可否を問うところまで来ていると言わざるを得ない。

さらに組合員は、このような林業経営の危機に対して森林組合系統組織も行政も的確な対策を講じ得てない、と感じているように思

われる。

3 アンケートの結果

(1) 荒廃林の存在

a 荒廃林の割合

「所有山林のうち荒廃している山林の割合」をたずねると、「ない」が一番多く、34.5%あり、その次は、「2割前後」14.5%、「1割前後」13.1%、「5～7割」の10.3%、「3～4割」9.9%、「全部」8.9%、「8～9割」4.4%、「わからない」4.4%となっている。荒廃林率5割から10割の世帯は全世帯の23.6%にのぼり、これらの数値から、概算で平均荒廃率の近似値を出すと全所有林面積のうち約27.7%が荒廃林という結果となる。

b 地元に荒廃林が存在することに対する意見

荒廃林一般の問題ではなく、より身近な問題として「地元森林の荒廃についてどう思うか」をたずねたところ次のようであった。「森林所有者が何とかしなければと思う」という責任感の強い林家は第4位の14.8%であり、1位は「国や自治体など行政がなんとかするべきだと思う」の29.1%であり、2位は「林業の採算が合わないのでからしかたないと思う」で26.9%、第3位が「地域住民・行政等を含む社会全体でなんとかするべきだと思う」が25.9%である。「地域や行政が森林管理をすべきだ」「自分たち林家が森林を管理するのはもう無理だ」という趣旨的回答が目立つ。今まで山林管理・林業経営を支えてきた高齢者層が一層高齢化し、もはや山を守れなくなった結果と推測される。

(2) 森林組合員の森林・林業経営にかかる意識

a 林業を営んでいることの意識

(a) 全般的に

次に、「林業経営のやり方（現在、林業を営んでいることの意識）」をたずねてみた。「林業経営は行っていない（山林は放置している）」25.3%と「林業は最小限にとどめている」30.3%で過半数の55.6%を占めている。次いで「林業経営はほどほどに行っている」23.8%、「林業経営にはある程度力を入れている」18.0%、「その他」2.6%となっている。また組合ごとの差異も大きく、B組合では「林業経営は行っていない（山林は放置している）」44.8%「林業は最小限にとどめている」29.0%と両者で73.8%の多くを占めている。明らかに、林業をもはや自分の職業としてあまり考えてない様子が浮かぶ。

(b) 所有森林面積別に

「現在、林業を営んでいることの意識」を所有森林面積別にクロス集計すると次のとおりになる。「林業経営はおこなっていない」は1ha未満層で52.2%、1～5ha層で30.4%と小規模保有層で数値が高い。また、「林業経営にはある程度力を入れている」は5ha以上層で平均以上の数値となる。やはり小規模所有者では林業を営んでいるという意識が薄いことを窺わせる結果となっている。

(c) 経営世帯の年齢別に

「現在、林業を営んでいることの意識」を世帯年齢別にクロス集計すると次のとおりとなる。「40～59歳」では「林業経営は、行っていない（山林は放置している）」31.6%と「林業経営は、最小限にとどめている」37.8%の「林業経営に対して否定的な意見」が計

69.4%と高くなっている。同数字は60～64歳でも計63.2%となり全年齢層平均の55.6%より大きい。

一方、「65歳～69歳」あるいは「70歳以上」層での「林業経営意欲」は平均以上となってい。結論として、「林業経営に対する肯定的あるいは否定的な態度の差」は概ね65歳を境界にして、若年層は否定的、高齢層は肯定的に見える。しかし、「肯定的」な高齢層はまもなく、リタイヤせざるを得ないという現実を森林・林業関係者や行政だけではなく地域社会、都市住民も重く受け止める必要がある。

（3）森林の適正管理について

a 全般的的に

森林の適正管理については、肯定的意見である「できている」9.7%と「概ねできている」26.1%の合計が35.8%であるのに対し、否定的意見である「できていない」28.9%と「すこししかできていない」25.7%の合計は54.6%となり、否定的意見の方がかなり多い。

b 森林の手入れ状況別

「山林の手入れ状況」でクロス集計すると、当然のことながら、事実として、「手入れの

頻度」と「森林管理のでき」には、階段状の因果関係の強い「相関性」が見られる。

もっと言えば、手入れをしている世帯は確かに一定の割合存在し、そういう世帯の所有山林は適正な管理ができている。段階的に色々な世帯の層があるのである。当然のことながら、決して様々な世帯が一律の管理状況であるわけではない。

c 林業を営んでいることの意識別

「森林の適正管理」が「できている」「概ねできている」は「林業経営に力をいれている世帯」ほど多く、逆に「できていない」「わからない」は「林業経営に力をいれている世帯」ほど少ない。相関関係がはっきり出ている。

d 世帯年齢別

年齢別でクロス集計すると、「できている」は65歳以上層で平均以上の数値となる。また「概ねできている」は60歳以上で平均以上の数値となる。結果として、「できている」「概ねできている」は年齢が上がるにしたがって概ね多くなっている。「できていない」は40～59歳の若年層で明らかに多い。

第1表 適正管理ができる林業経営実施のための方法

(单位 %)

回答世帯数	森林所有者個人の所有権も手放して何らかの新しい社会的事業体に売却する							その他
	森林所有者個人の所有権も手放して何らかの新しい社会的事業体に売却する							
合 計	478	48.7	54.2	53.8	26.6	7.9	7.7	2.1
A組合	175	46.9	57.1	55.4	28.6	9.1	5.7	1.1
B組合	139	62.6	49.6	48.2	37.4	10.1	7.9	2.9
C組合	164	39.0	54.9	56.7	15.2	4.9	9.8	2.4

(4) 森林の集団的管理

a 適正管理ができるための林業経営実施のための方法

「適正管理ができる林業経営実施のための方法」を複数回答でたずねたところ第1表のとおりとなった。第1位は「木材の販売面に着目するもの」で54.2%、第2位は「新しい技術による木材の需要拡大」で53.8%、第3位は「木材の生産面に着目するもの」で48.7%であった。この3回答は「木材の生産・需給・価格」に関するもので、言わば従来の考え方の延長線上にあるものであるが、「革新的な所有・経営形態の要望」ともいえるような回答にも多くの同意があった。例えば、「所有権は個人の森林所有者が持ったまま経営はすべて森林組合または何らかの新しい社会的事業体に委託する」には26.6%の、さらに「森林所有者個人の所有権も手放して何らかの新しい社会的事業体に売却する」にも7.9%の林家が賛成している。個人経営的な行き詰まりを強く意識している林家層がかなり存在することを窺わせる内容と言えよう。

b 森林の集団的管理の方法

「森林の適正管理」ができているかどうかの問い合わせ、「できていない」「少ししかできていない」「わからない」「その他」と否定的あるいは不明等の回答（「できている」「概ねできている」の肯定的回答以外）をした297世帯に「適正管理ができない場合の新たな管理方法」をたずねたところ、第2表のようであった。

「森林組合に施業・管理等を長期にわたって任せる」35.7%、「森林組合や林業公社や行政など公的性格の強い機関と長期の分収契約を結ぶ」19.2%、「国や県・市などの公的な行

政機関や社会的集団的事業体を新たに設置しそういう団体などに最低限の値段で買い取ってもらう（所有権を移す）」12.8%となっており、何らかの形での「森林の集団的管理」の必要性を強く感じさせる回答となっている。

c 森林組合に施業管理を任せる期間

第2表「適正管理ができない場合の新たな管理方法」で「森林組合への長期施業委託」を選択した104世帯に「森林組合に施業管理をまかせる期間」を具体的にたずねると、「10年以上20年未満」の回答が一番多く34.6%、以下「5年以上10年未満」25.0%、「20年以上30年未満」も14.4%もあり、長期的回答が目立つ。従来の「長期施業委託」が一般的に5年程度を考えていたことからすると、林家の考える期間は随分と長くなったと言える。ここにも「森林の集団的管理」による期待が現れていると見られる。

d 分収契約取り分の割合

第2表「適正管理ができない場合の新たな管理方法」で「森林組合等との分収契約」を選択した54世帯（19.2%）に、「所有権見合いのみの取り分の希望」をたずねた結果次のようになった。

一番多い回答は「約4割～5割」の50%、2位が「約3割」の14.8%、次が「6割以上」の11.1%となっている。林業がまだ収益がある産業だった頃から分収割合は所有権側が5割前後であったので、現在の経営困難となった林業でも、いざ分収となるとかなりの所有者が、比較的多くの取り分を望んでいると言える。

このことは所有者側の意識が「森林の集団的管理」によらなければ、林業経営・森林管理ができないとは思うが、所有権に対する報

第2表 適正管理ができない場合の新たな管理方法

(単位 %)

回答世帯数	森林組合に施業・管理等を長期にわたって任せる	機関と長期の分取契約の強いや	行政機関など公的性の公的性の公社	森林組合や林業公社	もらうへ所有権を移す	わからぬ	その他
合 計	297	35.7	19.2		12.8	27.3	5.1
A組合	92	40.2	18.5		16.3	19.6	5.4
B組合	105	40.0	14.3		16.2	26.7	2.9
C組合	100	27.0	25.0		6.0	35.0	7.0

酬はそれなりに欲しいという、意識における二面性を有していることを示している。

e 最低売却価格

第2表「適正管理ができない場合の新たな管理方法」で「国や県・市などの公的な行政機関や社会的集団的事業体を新たに設置しそういう団体などに最低限の値段で買い取ってもらう（所有権を移す）」と回答した35世帯（12.8%）に「スギ30年生としてhaあたりの最低売却価格」をたずねたところ次のようであった。前述のとおり「私の経営困難という理由で行政に最低価格で売却する（引き取ってもらう）場合の金額」と明示した上の回答である。サンプル数が35世帯と少なく参考程度の結果と考えられるが、「わからない」が一番多く34.3%（12世帯）、「50万円超え約100万円まで」が第2位で25.7%（9世帯）第3位は「100万円超え約200万円まで」で22.9%（8世帯）となっており、50万円未満は17.2%（6世帯）である。

一方、林野庁の資料によりスギ30年生の山元の木材代金を算出するとhaあたり約1,000千円となり、林地は平成16年の売買事例の全

国平均がhaあたり約600千円であるので、立木と足し合わせると、山林価格はhaあたり約1,600千円となる。これは通常に手入れされた山林で、通常の売り手、買い手があって売買が成立した場合の価格である。

森林の場所や手入れ状況にもよるがアンケートの設問条件を考慮すると

なかなか高額な価格を希望していると考えられる。経営が困難だからといって、かなりの低価格で公的に行政に売却する（引き取ってもらう）用意はまだできていないと見られる。所有しているのだから当然とはいえるのだが、一方では「林業経営は経済性からは成り立たず、かといって手入れしなければ山林が荒廃するため、むしろ所有していることが負担だ」といった最近よく聞こえてくる考え方だけでは説明しきれない状況があることも事実である。手放すとなると、「全く安価な価格での公的買収」というところまでは、現段階では林家の考え方は至っていない。「森林を所有していることは管理面では負担だし、むしろマイナスの資産とも思える」という主張がある一方、「例え行政に対してでさえ所有権を低価格で手放すことにはまだ抵抗がある」という、前述の「意識における二面性」を有していることを示している。

4 おわりに

(1) 組合員の現状

以上のアンケート調査の結果から全般的に

言って、組合員が林業経営を続けていく経済的条件は失われ、組合員自身も続けていく意欲と意思を無くしかけていることがわかった。しかし、一方で、組合員は一様ではなく、今ならまだ意欲と意思をもっている層も存在していることもわかった。だが、その組合員もますます高齢化しており、自身での個人的経営に限界を感じつつあり、森林組合への長期的施業委託や、その他の社会的管理の仕組みを比較的安価に利用できる機会を期待している姿も窺われる。

(2) むすび

日本の森林面積は2,500万haであり国土の約67%を占め、そのうち手入れが必要とされる人工林は1,000万haある。最近までは、手入れの必要な部分を「林業」という形で、林家の労働に依存し、また林家も「林業」を「職業」として「収入を得る営み」として行ってきた。しかし、いまやほとんどの林家にとって「林業」は「収入を得る営み」ではあり得なくなっている。「林業」という「職業」としては森林保全ができないのである。しかし、環境としての森林は国土保全上どうしても守る必要がある。では、いかなる方法で森林を守るか。

日本国民として、国家・社会として、なんらかの智恵を出さなければならない。コストの低い林業を一部の条件のよい林業適地で営み、大部分を占める条件の悪い急峻な山林などは、なるべく低コストで自然林に帰すのもう一つの方法かもしれない。しかし、それでは森林の生産力・成長量は低下する。木材は貴重な資源である。わが国は現在のところ、その大きな経済力で木材を大量に輸入できてい

るが、例えば最近の中国のように木材の需要が高まり、できるかぎり大量に輸入・確保しようとしている国家もある。いつまでも大量輸入が可能とは限らない。

一方、木材は世界的には持続的再生産が可能な貴重で高級な生物資源である。健全な森林が存在することの経済効果も数十兆円あると言われている（注）。また、わが国は森林蓄積量が約40億立方メートルもあり、大部分は林業経営の困難な高コスト地域での成長量とは言え、年間の森林成長量も概ね7,000万立方メートルと年間需要量約9,000万立方メートルのおよそ80%を成長量のみで自給できる恵まれた森林国なのである。この森林を大切にし、水資源をはじめとする環境資源や生物資源の健全確保が最重要となる世紀であることがもはや明確となった21世紀において、次世代の子供達に伝えなければならないのではないか。

森林を守っていく方法の選択肢の一つとして、本アンケートで試みたように、森林所有者のニーズを探りながら、何らかの方法での「森林の集団的管理」の方策も考えてみるべき時に来ていると思われる。

（注 日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について（答申） 平成13年」

（秋山孝臣）